

関西学院大学大学院経営戦略研究科
会計専門職大学院

市場経済の健全な成長・発展 を支える会計・監査

2019年1月12日

公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

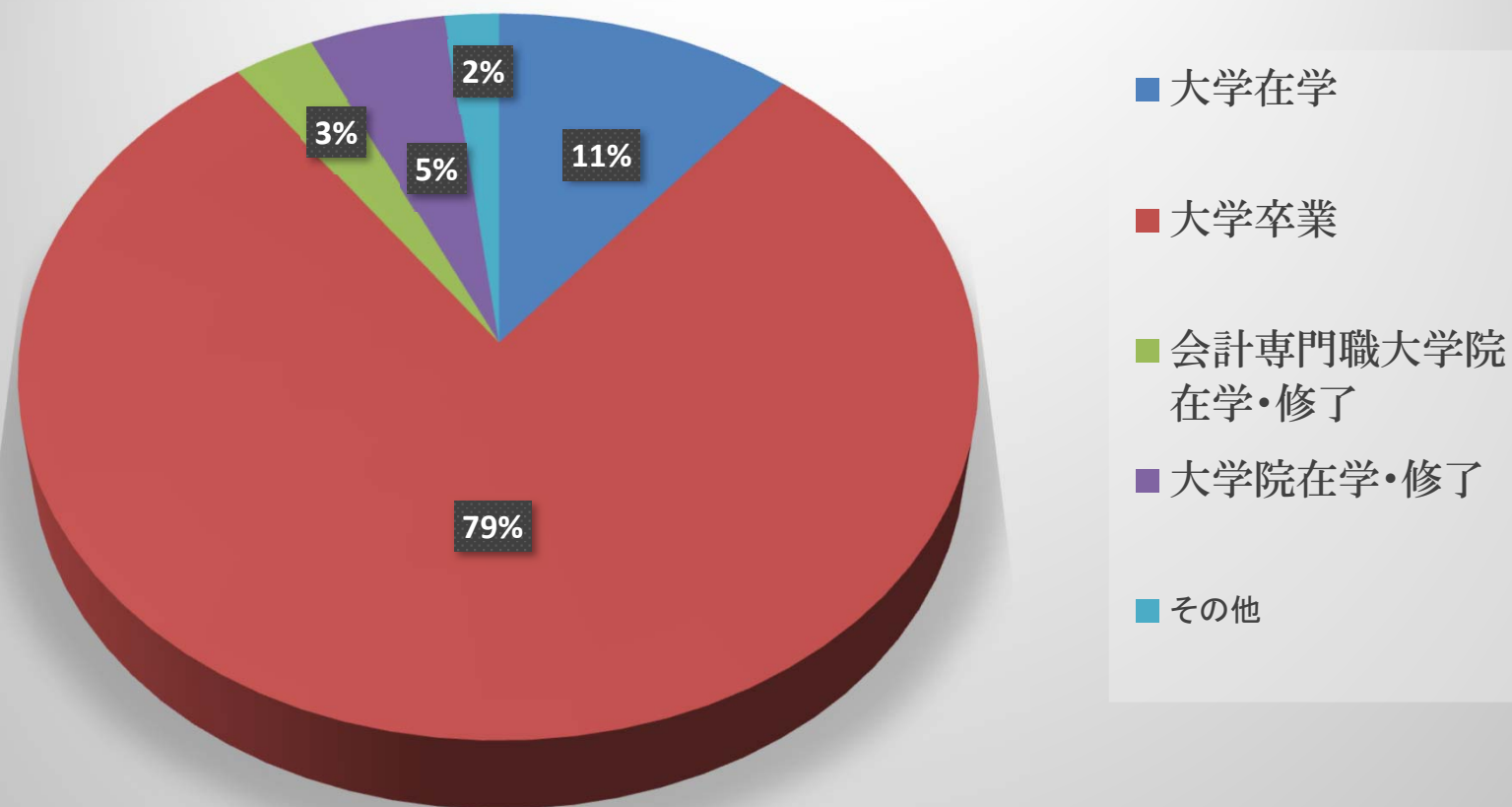
本日の構成

- はじめに
 - 公認会計士試験結果の概要
 - 市場経済と会計・監査
 - 現代グローバル経済の病巣
- 劇的に変化した監査の世界
 - 各国における公的監査監督機関の設立とIFIARの創設
 - 監査品質の確保・向上
- 国際的動向に対する我が国の対応
 - 公認会計士・監査審査会の設立と活動
 - 監査基準の改訂等と監査法人のガバナンス・コード
- 公認会計士の活躍領域の拡大
 - 非営利法人への法定監査の導入
 - 東日本大震災復興支援と公認会計士
- むすび

はじめに
公認会計士試験結果の概要

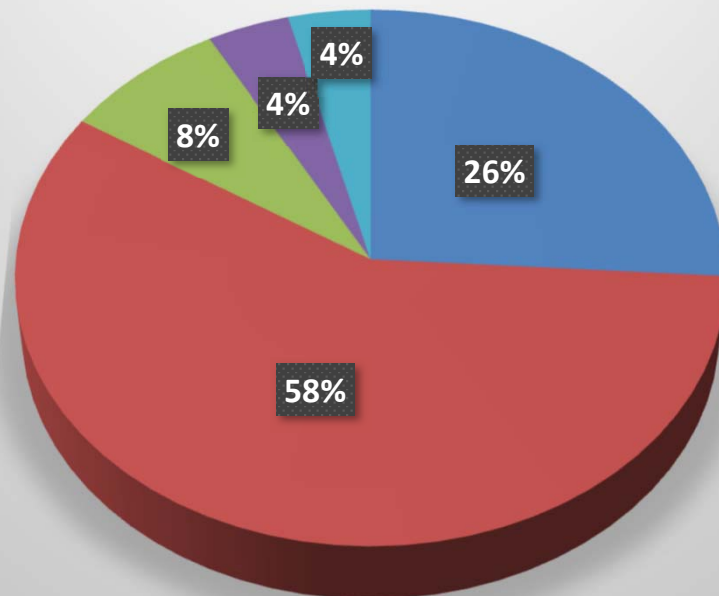
試験結果の概要

平成19年試験 合格者

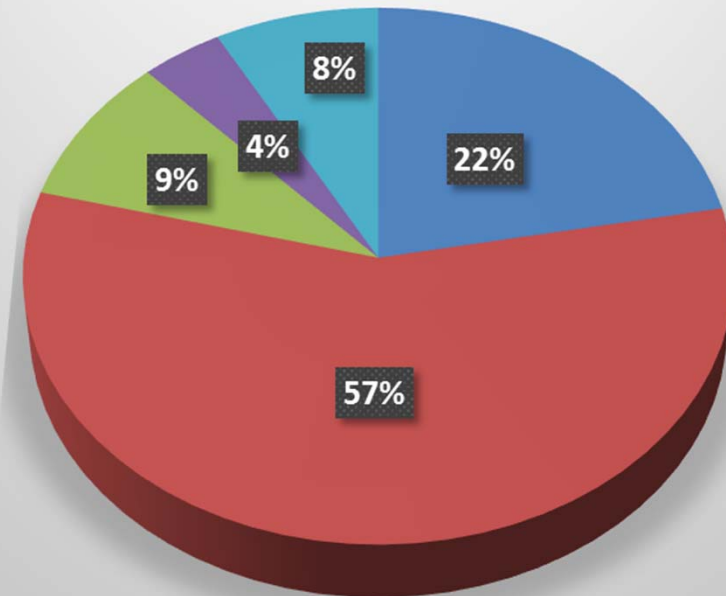


試験結果の概要（続）

平成22年試験 合格者

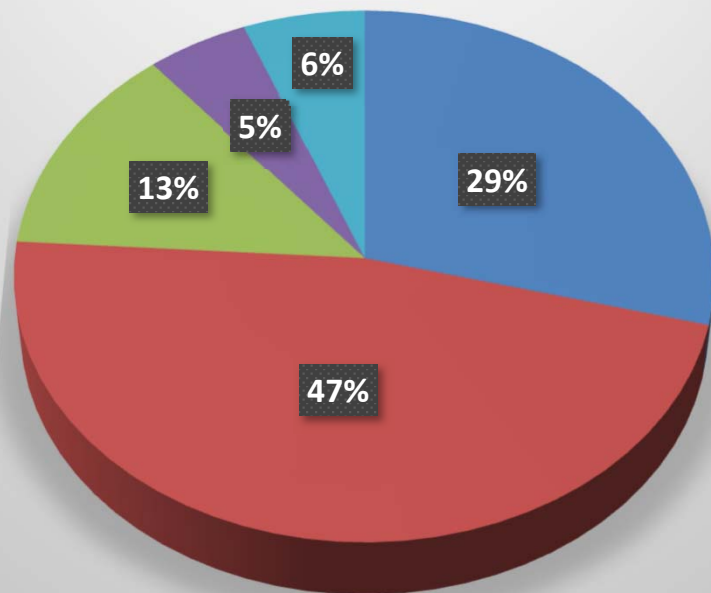


平成24年試験 合格者

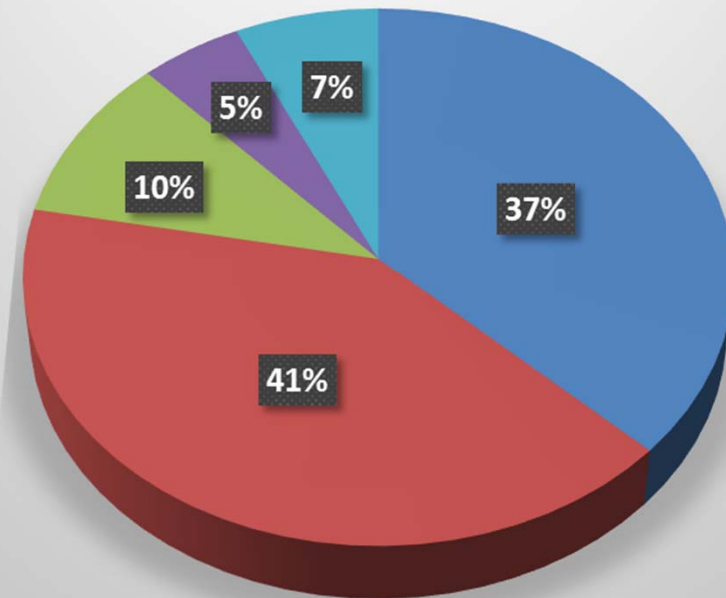


試験結果の概要（続）

平成26年試験 合格者

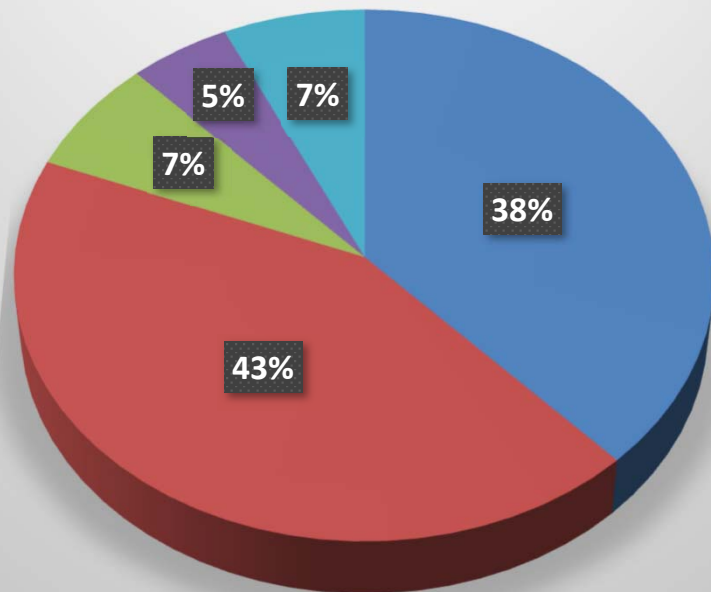


平成28年試験 合格者

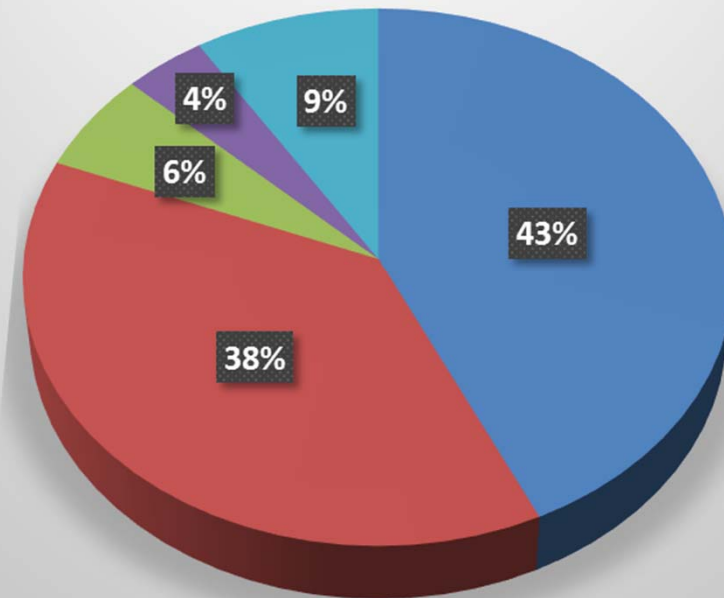


試験結果の概要（続）

平成29年試験 合格者



平成30年試験 合格者

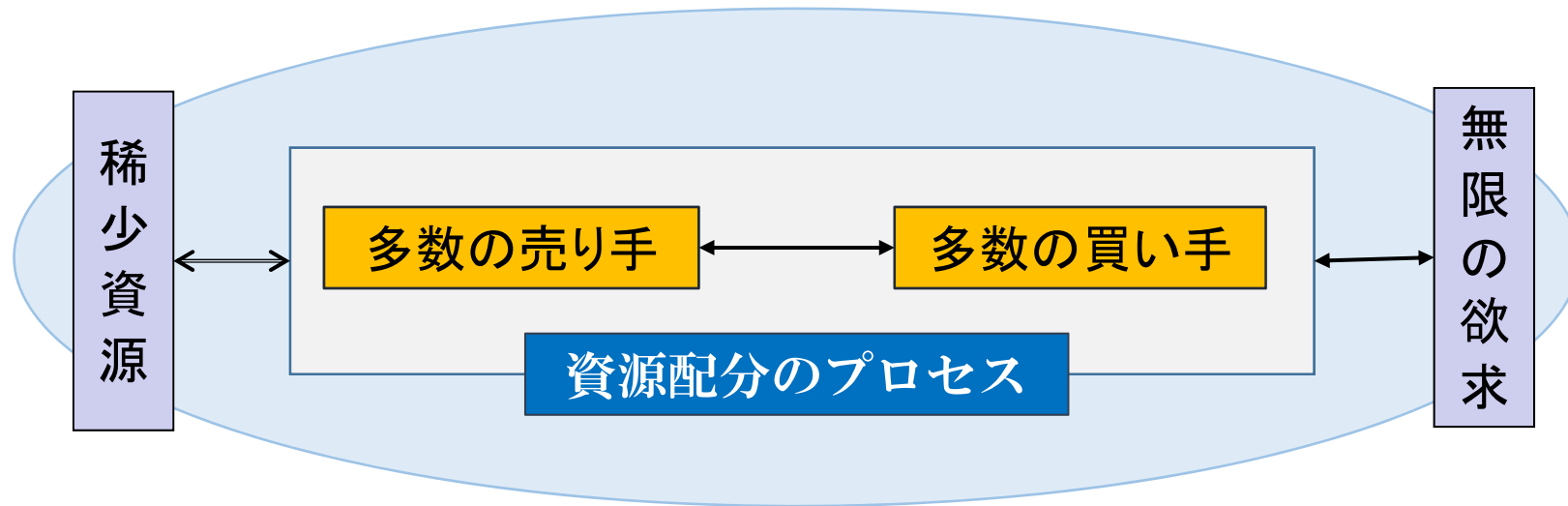


会計専門職大学院生に係る統計

	合格者(在学・修了)	合格率	合格者総数(合格率)
平成22年	在学 46人 修了 108人	9.0% 8.8%	2,041人 (8.0%)
23年	39人 72人	8.6% 5.7%	1,511人 (6.5%)
24年	32人 89人	8.9% 7.4%	1,347人 (7.5%)
25年	44人 71人	15.9% 6.6%	1,178人 (8.9%)
26年	47人 90人	21.1% 8.8%	1,102人 (10.1%)
27年	29人 75人	18.8% 8.1%	1,051人 (10.3%)
28年	22人 93人	16.8% 11.0%	1,108人 (10.8%)
29年	22人 62人	15.9% 8.0%	1,231人 (11.2%)
30年	20人 54人	13.4% 7.6%	1,305人 (11.1%)

はじめに
市場経済と会計・監査

市場経済の制度



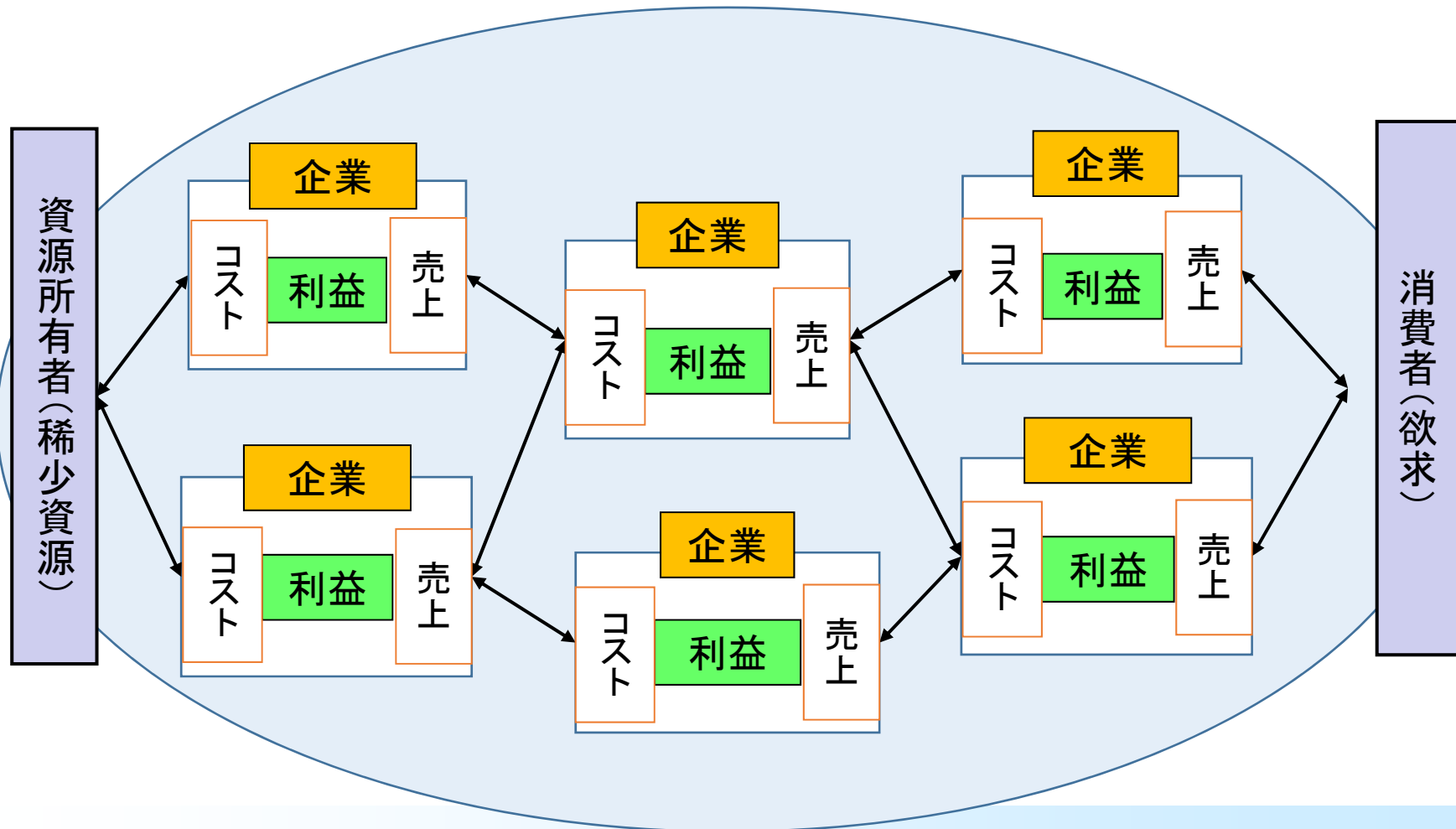
よい財・サービスを求める買い手と、その財・サービスの売り手とは、それぞれの私欲がぶつかって市場で競合し合い、その競争の中から、人々が欲するよい財・サービスを安く供給し得た企業が生き残っていく。

この基本的な論点を分析的に明らかにしたのがアダム・スミスの経済学であり、それが自由主義経済の基礎となった。

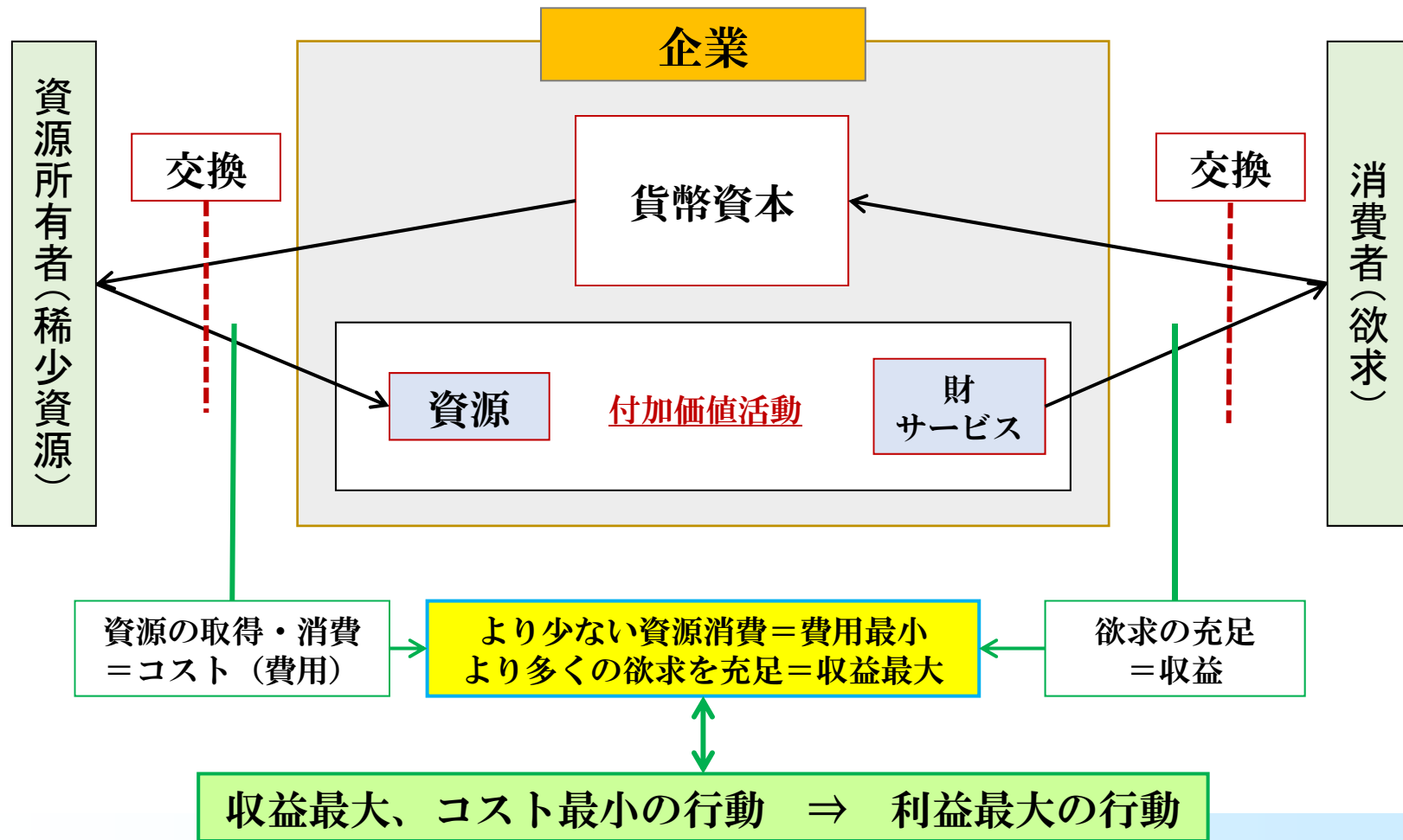
(今井・金子『ネットワーク組織論』岩波書店、1988年)

会計なくして経済なし

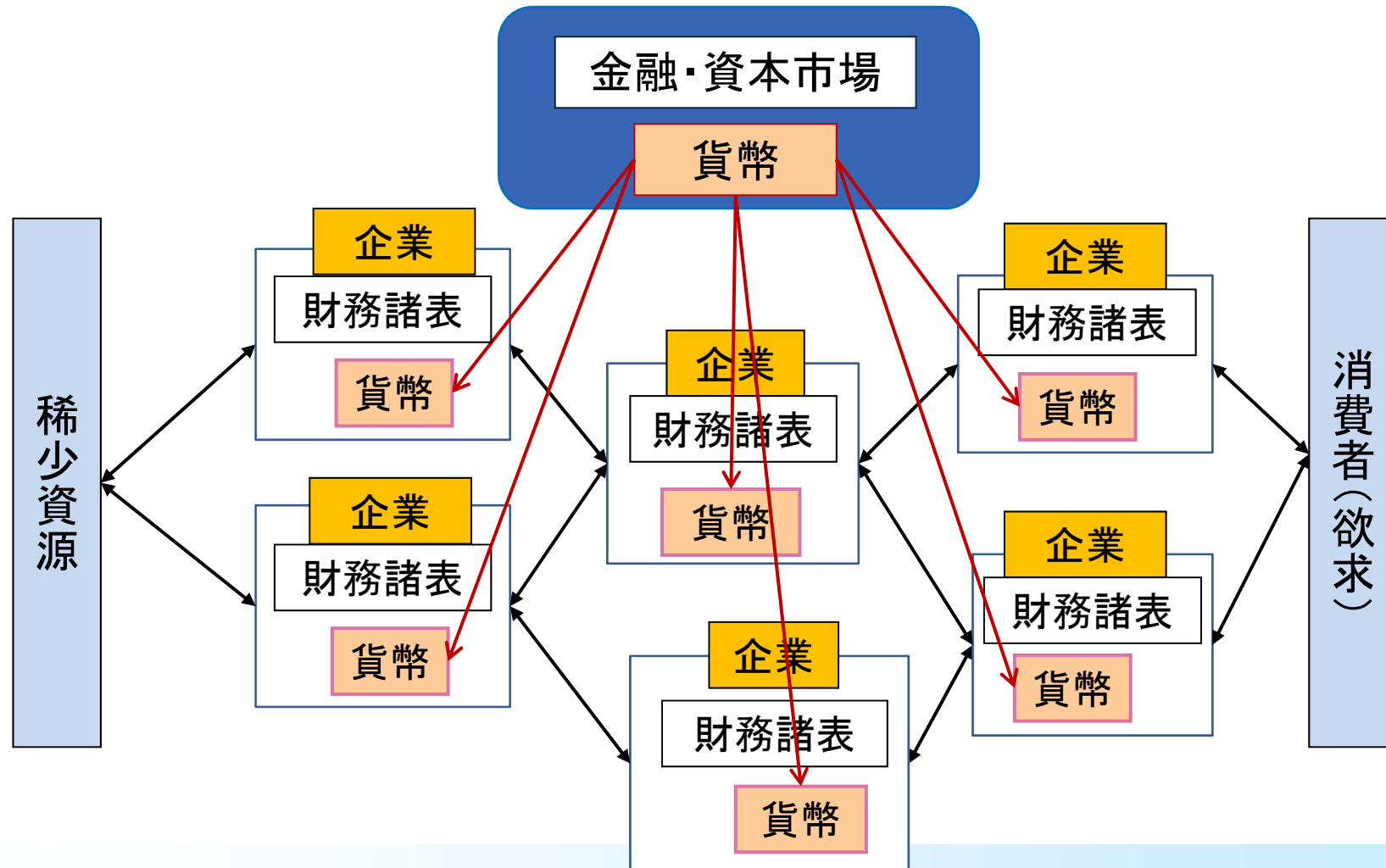
～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～



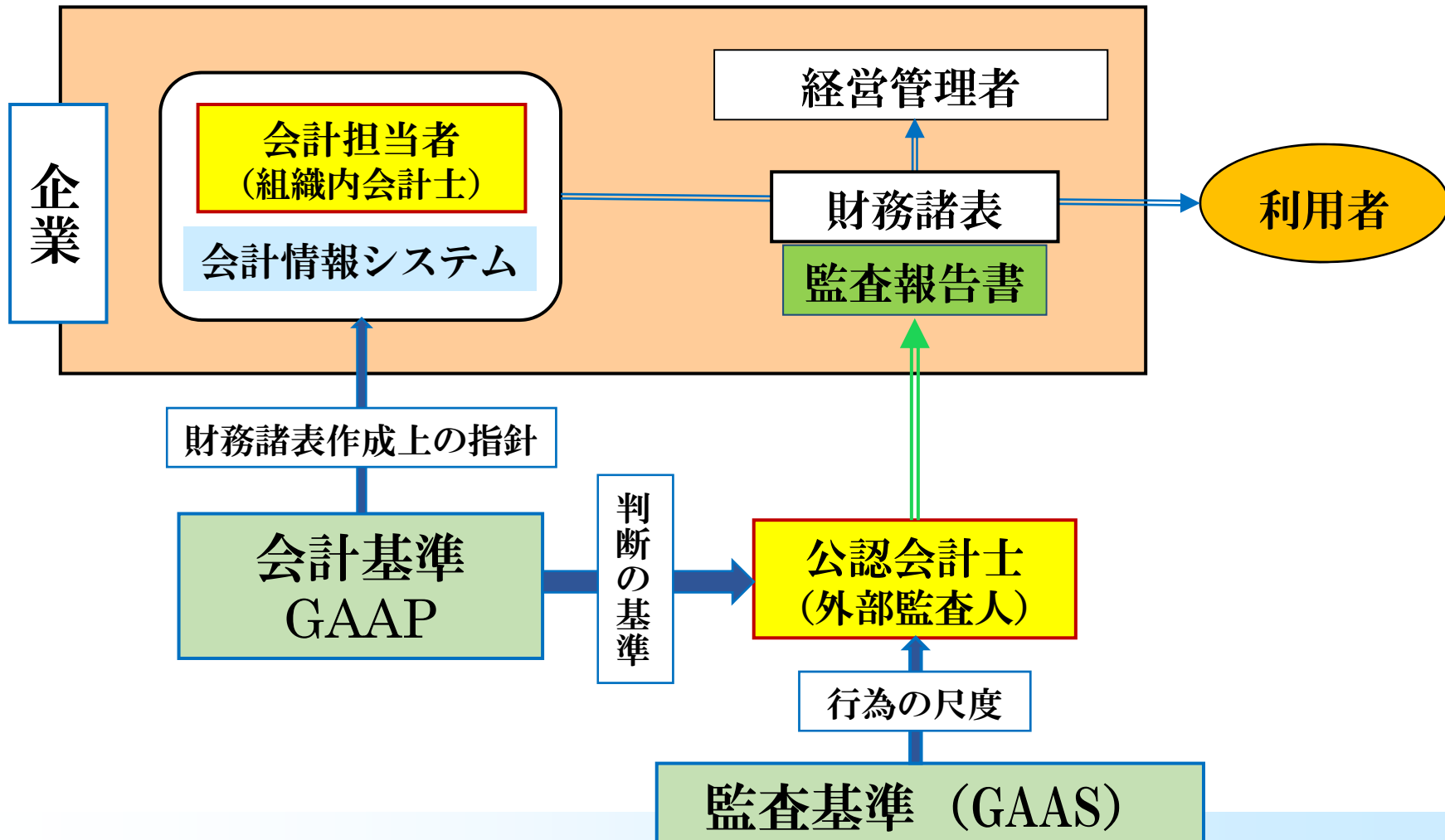
会計による企業活動の見える化



金融・資本市場における財務情報の重要性



財務情報の信頼性確保のシステム ～公認会計士の意義～



はじめに
現代グローバル経済の病巣

市場経済とモラル

- 私たちはこれまでに、市民社会が政治と経済を軸として動いていること、とりわけ経済がその原動力であることを知った。経済の世界は「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界であることも知った。言い換えれば、利己心というものが経済という世界の原動力だということを知ったわけである。
 - ところがスミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならぬということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

(高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年)

わが国資本主義の原点 ～渋沢栄一の理念～

- 「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一は、利潤追求をめざす経済行為の中にも道徳が必要なことを悟っていた。

(渋沢栄一(守屋淳訳)『現代語訳 論語と算盤』
ちくま新書、2010年)

- 渋沢の道徳経済合一説
 - 渋沢の考えの中心となったのは、「企業の目的が利潤の追求にあることは間違いではないが、その根底には道徳が必要であり、国ないしは人類全体の繁栄に対して責任をもつことを忘れてはならない」という思想。

(東京商工会議所)

今日のグローバル経済の病巣

- 今日のグローバル市場は、短期間に企業業績を回復させ、株価を上昇させた経営者には巨額の報酬を与え、他方で、一般従業員の平均的賃金は下落させる。…法に違反しなければ問題はない。
 - グローバルに拡大した市場競争を支える経済理論の基本は、スミス以来ほとんど変わっていない。ただ、社会を構成する道徳感情をすっかり捨て去っただけである。そして、市場理論が抽象化されて理論として高度化するにつれて、経済は、倫理や道徳からはすっかり切り離されてきた。

(佐伯啓思京都大学名誉教授「異論のススメ」
朝日新聞、2018年12月7日)

利他的な市場経済

- 経済学におけるマーシャルの最大の功績は、良い市場は極めて利他的であることを示したことだといってもよい。
 - 利他性の強い市場が質の高い市場である。今世紀に入り、世界経済は、高質な市場を維持できているとは言い難い状況にある。リーマン・ショックによって一般の機関投資家が大きな損失を被ったことが示すように、現代の金融市場は素人が手を出すと火傷をする鉄火場のような状態にある。

利他的な市場経済(続)

- 誰かが得をする分だけ他の人が損をする鉄火場は、利他性とは程遠い市場である。世界の資本形成を司る金融市場が鉄火場になったら、それと連動する世界市場全体の質も高いとは言い難い。
- 21世紀の世界に望まれるのは、構成員一人ひとりが豊かな生活を創り出していける利他的な市場に基づく経済である。…我が国は、社会システムを見直し、利他性の強い市場経済を形成しなくてはならない。それがマーシャルから学ぶべき最大の教えだろう。

(矢野誠京都大学教授『やさしい経済学 危機・先人に学ぶ：マーシャル⑨』日本経済新聞、2012年6月29日)

劇的に変化した監査の世界

各国における公的監査監督機関の設立 とIFIARの創設

監査監督機関の設立とIFIARの創設

- 21世紀に入って、エンロン事件、ワールドコム事件など大規模な企業会計不正事件の発生を受け、公的な監査監督機関の設立の重要性が世界的に認識された。
 - 米国では、証券市場に対する投資家の信頼が大きく揺らいだことへの対応から、2002年7月に米国企業改革法が制定され、監査人の独立性の強化、会計事務所に対する監視体制の強化、会社の経営者の責任の厳格化等が打ち出された。

(池田唯一・三井秀範監修『新しい公認会計士・監査法人監査制度』
第一法規、2009年)

監査監督機関の設立とIFIARの創設（続）

- ・ 参考：(百合野正博『会計監査本質論』森山書店、2016年)
 - 米大統領の10ポイントプラン
 - 米大統領メッセージ
- 欧州では…米国における企業会計不正事件等を背景として、欧州委員会は、2003年5月、「EUにおける法定監査の強化」と題する声明を発表した。
- ・ 2002年、米国でPCAOBが設立された後、2003年にカナダでCPAB、フランスでH3Cが設立され、更に2004年には、英国でFRC、我が国でCPAAOBが設立された。
 - 間もなく、各国の監督機関の間で情報交換を行う必要性

監査監督機関の設立とIFIARの創設（続）

- が認識されると、2004年9月、金融安定化フォーラム（FSF）の呼びかけにより米ワシントンにおいて国際会議が開催された。
- 以後、定期的に行われるようになったが、2006年9月の第5回会議で同会議を発展的に解消することとし、新たに監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR）の設立が合意された。
 - 第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

IFIAR常設事務局～2016年～

- 第16回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは廣本会長が参加、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。

記

- 1. 日程・開催場所
 - 平成28年4月19日(火)～4月21日(木)
 - 英国・ロンドン
- 3. 主な議題
 - IFIAR常設事務局を東京に設置することの決定、他

(公認会計士・監査審査会ウェブサイト、国際関係(国際会議)
平成28年4月28日より)

我が国のコミット

～グローバルな監査品質の向上～

- ・ 今般、公認会計士・監査法人等を監督する各国・地域の当局で構成されるIFIARの常設事務局を東京に設置することが、ロンドンで行われた同機関の本会合で決定をされました。IFIARの常設事務局を東京に設置することは、我が国の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要であると考えます。したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。

我が国のコミット(続)

- ・したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。…我が国としては、IFIARの常設事務局が東京に設置された後も、IFIARが今後一層国際機関として発展・成長し、グローバルな監査の質を高めていくことができるよう、積極的に貢献していきたいと考えます。

(平成28年4月22日午前)

内閣官房長官記者会見より

劇的に変化した監査の世界

監査品質の確保・向上

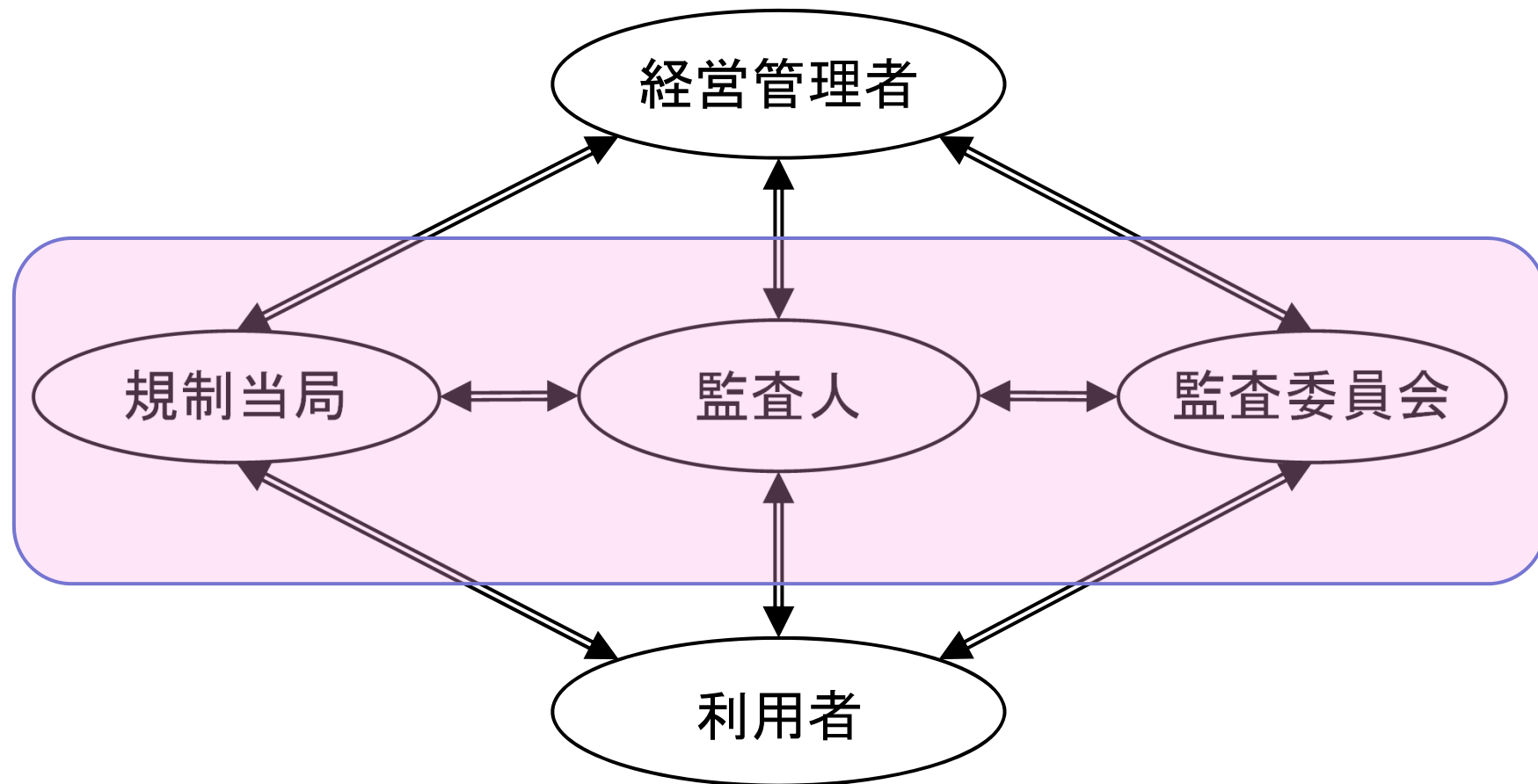
監査品質のフレームワーク

～監査品質を最大限に促進する～

- IAASBシルダー議長「監査品質の更なる向上にむけて」（『会計・監査ジャーナル』2011年4月号）
 - 高品質の監査基準を採用するということは、監査品質を促進させる1つの要素でしかない。
 - 監査品質に関与する主たる当事者である監査人、企業の監査委員会、関連する外部の規制インフラを三角形の3つの頂点としてとらえ、より総合的な視野に立った取組みを行う必要があるだろう

(参考) 国際監査・保証基準審議会 (IAASB)

IAASB CAG PAPER
重要な相互作用



監査役等と会計監査人との連携

- 社外の方は勿論ですが、特に社内出身の皆様に理解していただきたいのは、「監査役は社長の部下ではない」ということです。執行サイドと緊張感のある関係を保ちながら、経営監視に努めることが監査役の基本的な役割となります
- 近年、特に重要度が増しているのは、会計監査人との連携です。皆様もご存知のように会計不正事件が度々発生しており、会計監査の実効性の確保が強く求められています。会計監査は、会計監査人だけが行うものではなく、監査役等

監査役と会計監査人との連携（続）

- も会計監査に携わる者として会計監査人と協力し、会計監査の実効性を確保する必要があります。…最近では、子会社や海外拠点での不適切な会計処理が大きな損失につながるケースも増えていますので、子会社を含めた企業集団全般に関して、会計監査人としっかりとした連携を図ることも重要です。…
- 近年は、会計不正に限らず、データ偽装、情報漏えい等の企業不祥事が世間を騒がせていますが、監査役等には、平時の活動を通じて不祥事

重要度を増す監査役と会計監査人との連携（続）

- の兆候を感知した場合には、迅速に適切な行動を取ることが求められます。…一般的には、他の監査役等、会計監査人や弁護士等の専門家、場合によっては取締役会とも情報を共有し、連携しながら、対応していくことになります。
- 監査役等は、健全な懐疑心を持ち、時に経営陣と対峙するだけの覚悟を持たなければなりません。

（「月間監査役」2017年8月25日号、日本監査役協会
広瀬会長ご挨拶より）

国際的動向に対する我が国の対応 公認会計士・監査審査会の設立と活動

公認会計士・監査審査会発足の経緯 ～公認会計士法の改正の概要～

金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレートガバナンスの充実・強化と共に、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの認識のもと、

審査会発足の経緯(続)

- (1) 公認会計士は、不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保する観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること

審査会発足の経緯(続)

(4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事し得るにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件の下で、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、…(平成15年)5月に改正公認会計士法が成立し、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(『公認会計士・監査審査会の活動状況』平成17年12月より)

審査会発足時の会長記者会見

- ご承知のとおり、国際的に監査体制の信頼性及び質の向上が強く求められているところでありまして、そうした中で昨年5月に公認会計士法の改正が行われ、監査法人などの監督体制の充実・強化等の観点から、これまでの公認会計士審査会を改組し、体制の充実・強化が行われ、当公認会計士・監査審査会が設置されたわけであります。
 - 特に最近、公認会計士の監査の信頼性に対する疑念あるいは企業の財務状況を表す財務諸表の信頼性に対する疑念を示すような事態が出て…（続く）

審査会発足時の会長記者会見（続）

きているわけですが、これは社会の変化、それから社会の変化から出てくる社会あるいは企業のニーズと現在の公認会計士制度あるいは公認会計士の仕事との間の乖離によるものであり、現代社会に共通の事柄だろうと思います。

- 審査会は、こうした乖離を埋める、重要な役割を果たす機関だと認識しております。この任務を果たすことが公認会計士の仕事の信頼性を深め、…企業の財務情報の信頼性を高め、そのことが産業、日本経済の信頼性を高めることに繋がっていくだろうと、我々に与えられた任務を粛々と、と申し上げたのはそういう趣旨で申し上げたわけでございます。

国際的動向に対する我が国の対応 監査基準の改訂等と監査法人の ガバナンス・コード

平成14年改訂の意義

監査基準の基本的性格は、昭和25年に我が国に監査基準が設けられた折、「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当たり、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない」と明示されたところであり、今日においても、その性格は変わるものではない。

- しかし…近年、資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、さらに連結財務諸表原則の改訂を初めとする会計基準の改訂や新設など、我が国における公認

平成14年改訂の意義(続)

- 会計士監査を巡る環境は大きく変貌している。これらの動きに対応して、監査人個々人のみならず監査事務所などの組織としても監査の実施体制を充実し、さらに監査の質の管理と向上に注意を払う必要性が認識されているところであり、また、これらは国際的な動向とも歩調を合わせることが求められている。
 - 一方、国民経済的な視点からは、市場経済が一層の進展を見せ、いわゆる投資者の自己責任原則が種々の方面で徹底されるようになるにつれ、企業が公表する財務情報の信頼性の確保について、従来とは比較できないほどに社会

平成14年改訂の意義(続)

- の期待と関心が高まっている。当然に、公認会計士監査に対しても、その充実が求められている。
- このような背景を踏まえ、今般の改訂では、単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。さらに、公認会計士監査に対する社会の種々の期待に可能な範囲で応えることも改訂基準の意図したところである。

一般基準の改訂

- 平成14年改訂では、「主な改訂点とその考え方」の中で、次のように一般基準にも言及されている。
 - 近年の監査を巡る環境の変化は、従来の一般基準により監査人に求められていた専門的能力や実務経験、独立性、公正不偏性、注意義務などの要件を一層徹底させ、また、監査人の自主的かつ道義的な判断や行動に任せていた点を制度的に担保する方向へと動かすものとなっていることも事実である。それらの現代的な動向は従来の監査基準では必ずしも十分に反映されていなかったため、改訂基準は以下の点でこれらを改めることとした。

一般基準の改訂(続)

(1) 専門的能力の向上と知識の蓄積

- 監査人は、近年の資本市場の国際化、企業の大規模化や取引活動の複雑化、会計処理の技術的進展、会計基準の高度の専門化などに対応するために、職業的専門家としての能力の維持・研鑽に努め、実務経験を積み、これらの能力や知識を監査の実務に活かすことにより、これまで以上に監査に対する社会の期待に応えることが求められている。

一般基準の改訂(続)

(2) 公正不偏の態度と独立性の保持

- ・ 監査人は、監査の実施に当たって、精神的に公正不偏の態度を維持することが求められ、独立性の保持を最も重視しなければならない。そのため、公正不偏な態度に影響を及ぼすという観点から、独立の立場を損なう特定の利害関係を有することはもとより、このような関係を有していることの疑いを招く外観を呈することがあってはならないことを明確にした。

一般基準の改訂(続)

(3) 職業的懐疑心

- ・ 監査人としての責任の遂行の基本は、職業的専門家としての正当な注意を払うことにある。その中で、監査という業務の性格上、監査計画の策定から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、財務諸表に重要な虚偽の表示が存在する虞に常に注意を払うことを求めるとの観点から、職業的懐疑心を保持すべきことを特に強調した。

一般基準の改訂(続)

(4) 不正等に起因する虚偽の表示への対応

- …重要な虚偽の表示の多くは、…意図的に虚偽の記録や改竄等を行うことに起因すると考えられる。そこで、監査人は、このような不正等について特段の注意を払うと共に、監査の過程において不正等を発見した場合には、経営者等に適切な対応を求めると共に、その財務諸表への影響について評価することを求めることとした。

一般基準の改訂(続)

(5) 監査調書

- 企業の大規模化や企業活動の複雑化は、とりもなおさず監査人の膨大な作業と高度な判断を要求するが、それらの作業や判断の質を自らあるいは組織的に管理するためには、監査調書の作成が不可欠である。また、監査人は自らの責任を問われるような事態に対処し、説明責任を果たすためにも、監査計画の策定から意見の形成に至るまでの監査全体について、判断の過程も含めて記録を残すことを求めることとした。…

一般基準の改訂(続)

(6) 監査の質の管理

- 財務諸表の監査に携わる監査人に対して、自らの監査業務の質の確保に十全な注意を払うとともに、組織としても監査業務の質を担保するための管理の方針と手続を定め、更に、その実効性の確認までを求めることを明確にした。監査業務の質の確保は、監査補助者の監督、他の監査人の監査結果の利用などに関しても同様に求められるものである。また、監査業務の質の確保には、新規に監査契約を締結する際における調査や前任監査人との引き継ぎ等も含まれる。

一般基準の改訂(続)

(7) 守秘義務

- ・ 監査人が監査業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしたり、窃用することは、職業倫理の上から許されないことは当然であり、そのような行為は監査を受ける企業との信頼関係を損ない、監査業務の効率的な遂行を妨げる原因ともなりかねないことから、敢えて一般基準の一つとして維持することとした。ただし、監査人の交代に当たっての前任監査人からの引継ぎ、親子会社で監査人が異なる時に親会社の監査人が子会社の監査人から情報入手すること、監査の質の管理のために必要な外部の審査を受けることなどは、監査業務の充実に関連することであり、そのような場合には、関係者間の合意を得ることなどにより、守秘義務の解除を図る必要がある。

有識者検討会座長の思い

関哲夫「監査法人のガバナンス・コードについて」『統治の分析』
第13号、2018年夏号。

- 今回のコード策定の意義、その構造を、一連の会計監査改革との関わりにおいて率直かつ大胆に論じたいと思う。
 - 1 なぜ「監査法人のガバナンス・コード」が必要なのか
 - 2 組織運営の基本原則は「開放性の原則」
 - 3 監査法人は組織として絶対に会計不祥事は起こさない責務を負う
 - 4 監査法人の組織として取り組むべき重要かつ喫緊の課題は人材を育てること
 - 5 「監督・評価機関」の役割は「経営機関」をサポートすること

コード策定の狙いと組織運営の基本原則

- 1 **なぜ「監査法人のガバナンス・コード」が必要なのか**
 - 今回のコード策定の狙いは、あくまでも、監査法人が一つの組織体として、組織としての責任をどのように果たしていくべきかを明確にする、この一点に尽きる。
- 2 **組織運営の基本原則は「開放性の原則」**
 - 組織運営の基本原則としての「開放性の原則」は、構成員たる各パートナーが、監査人としてそれぞれが関わる役割を前提としつつ、上司、部下あるいは水平的な関係、例えば、監査担当部門と品質管理部門との連携において、オープンで自由闊達な議論をリアルタイムに行い、重要な問題について

経営トップの責務

- の認識を共有し、知見を蓄積し、組織としての対応策を常に準備する、そうした組織文化ないし風土の確立を要請しているものと捉えなければならない。

3 監査法人は組織として絶対に会計不祥事を起こさない責務を負う

- 監査法人が組織として優れた品質の監査を資本市場に提供していく責任を果たすための機関設計の要諦は、「経営機関」と「監督・評価機関」を整備し、その役割を明確にすることである。
 - したがって、監査法人のトップないし「経営機関」は、まず

経営トップの責務(続)

- 何をおいても、経営に関する明快な理念と組織運営方針を提示し、高品質の監査の実現に向け、個々のパートナーが担う監査に積極的に関与すると共に、日常的に高品質の監査を可能にするインフラを整備し、これを運用することである。
- その際、最も重要なことは、経営者(トップ)のリーダーシップと資質である。
- 今回のコードでの論点の1つは、資本市場に重大な影響を及ぼすような個別事案に対して、監査法人の経営トップは何をしなければいけないと考えるのか、という点であった。

経営トップの責務(続)

- コードに関する「有識者検討会」では様々な意見があり、最終的には指針の2-2にあるように、経営トップは「主体的に関与していく」との表現に集約することとなった。
 - このことの実態的なインプリケーションは、資本市場に重大な影響を与える個別事案においては、経営トップや経営機関を構成する責任者が、監査法人という組織の代表者として、個別事案の担当責任者に任せきりにすることなく、具体的に行動していく姿勢を求めている点にあり、監査法人におかれては、そうした認識を改めて徹底していただきたいと切に思う。

人事制度と人材育成システム

4 監査法人の組織として取り組むべき重要かつ喫緊の課題は人材を育てること

- 経営機関が、日常的な業務運営においてその役割を果たすために最も注力すべきことは、人事制度と人材育成システムの両輪である。
 - コードに関する「有識者検討会」における重要論点の一つは、資本市場が期待する公認会計士像と現実の公認会計士とのギャップをどのように埋めていくかであった。今、求められている公認会計士像とはどのようなものか。

人事制度と人材育成システム(続)

- まず、会計監査人にとって必要とされるのは、企業活動の実態を企業経営の立場に立って観察し把握する能力である。
- 次に、社会や資本市場が欲しているのは、公認会計士の「志」であり、「人間力」であり、多岐にわたる豊富な経験に裏付けられた専門的かつ総合的な監査能力である。
 - そうした人材を生み出していくことこそ、監査法人の経営トップを含む経営機関の最大の責務である。
 - » 経営トップや経営機関は、開放的な組織文化を体現する人を評価する人事制度を構築することや、また人事制度の一環として縦割りに囚われない人事ローテーションや人材育成システムを整備しなければならない。

公認会計士の活躍領域の拡大

金融庁・公認会計士協会編纂 パンフレット



公認会計士の活躍領域の拡大

法定監査の拡大

日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所証券取引所が開設、1951年、証券取引法に基づく公認会計士監査が開始された。
 - －以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられてきた。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、監査法人が誕生。1967年には学校法人監査、1974年には商法に基づく公認会計士監査導入など公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていった。

日本公認会計士協会の会長声明

～ 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 ～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、...また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
 - － 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、... (続く)

非営利法人への公認会計士監査の導入（続）

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いいたします。
 - なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

（平成28年10月13日会長声明「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」『会計・監査ジャーナル』2016年12月、19頁）

公認会計士の活躍領域の拡大 東日本大震災復興支援と公認会計士

東北未来創造イニシアティブと公認会計士の協働

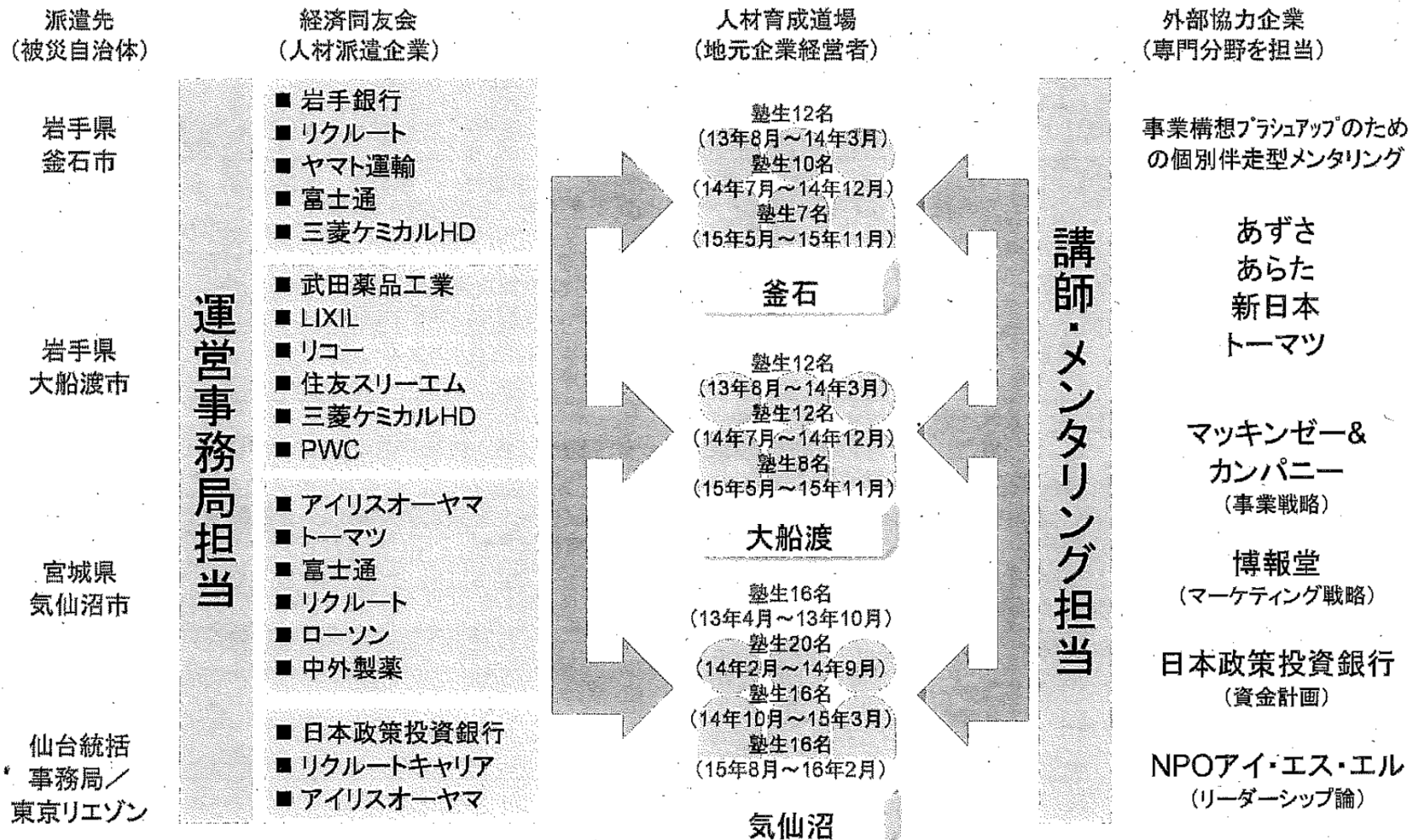
- 東北未来創造イニシアティブは、被災地の復興と未来創造の鍵を握る「人づくり」を「地域のクロスセクター連携と全国の民間有志の協働」により実現しようとする5年間のイニシアティブ。
- 本イニシアティブにおいては、経済同友会を通じて企業から、また監査法人業界からも被災自治体に対して出向者が派遣され、「被災地の復興を成し遂げるには産業づくりが必要、ひいてはそれを実現する人が最も重要である」との理念の下、地元の経営者並びに次世代の経営者を対象として「人材育成道場」が運営されている。
 - この道場には4大監査法人から有志が集い、カリキュラム

東北未来創造イニシアティブと公認会計士の協働（続）

- 全体を通じて各塾生のメンターとして伴走的支援を行っている。
 - 通常提供している課題解決を目的としたコンサルティング業務とは異なり、「答えは塾生自身の中にあり、寄り添い、意思決定を促すのみ」というスタンスで、常に塾生の立場に立ち、塾生自身の腹落ち感を何よりも大切に日々支援を行っている。
 - 当道場には、開始当初から公認会計士が支援を行っており、卒塾生は(2016年3月末時点で)128名にのぼっている。

(日本公認会計士協会東北会編『2011.3.11東日本大震災、そして震災復興支援の記録』2016年より)

東北未来創造イニシアティブと公認会計士の協働（続）



1つの事例

～NPO等復興支援団体会計指導を通じた社会貢献～

- 私が依頼を受け半年間かかわった岩手県の団体は、発災後組織され日本国内はもとより海外からも集まったボランティアを津波被害地域に派遣する一方、短期間のうちに行政や民間団体からも数千万円の助成金等を獲得し精力的に活動を展開していた。…私はこの団体に対し内部統制も含めた会計指導を実施した。

略

- 上記は、私が知る範囲の小さな事例にとどまる。このような事例は、あの被災直後の東北各地に数多くあり、それぞれが様々に試行錯誤し解決したであろうことは想像に難くない。

1つの事例（続）

- 今の時代に少しの何かを付加し、未来の時代へと伝える責務が我々にあるならば、公認会計士によるNPO等復興支援団体へのプロフェッショナルな支援はその一つの方法であり、この小さな経済活動支援が将来の地方創生と国民経済の発展にも確実に寄与するものと、深く信じる次第である。

（成田由加里稿『東日本大震災、そして震災復興支援の記録』より）

ご清聴ありがとうございました。